令和2年度 第1回知名町農業委員会定例総会議事録

- 1. 開催日時 令和2年4月24日(金) 午後1時30分から
- 2. 開催場所 知名町商工会 会議室
- 3. 出席委員(17人)

1番 先間秀明 会長 委員 2番 田尻博樹 委員 3番 東正亮 永吉雄子 委員 5番 川畑伸之 委員 6番 委員 7番 福田則明 委員 8番 池沢清良 委員 9番 市來真吾 委員 10番 榮 米 子 委員 11番 森由美子 12番 川内清弘 委員 委員 13番 元 栄 章 裕 委員 14番 幸山利忠 委員 15番 林 茂 委員 16番 芦村利広 17番 三原利昭 委員 委員 18番 中瀬秀治

- 4. 欠席委員(0人)
- 5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 議案第4号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について 議案第5号 下限面積の設定について
- 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村 隆一郎 事務局主査 福留 央也 主事 南郷 秀隆

	付 議 事 項
事務局長	ただ今から、令和2年度第1回知名町農業委員会定例総会を開会
	いたします。本日は全委員出席しておりますので、総会は成立し
	ます。
	それでは、会長より会務報告をお願いします。
会長	前回総会からの会務報告をさせて頂きます。
	4/1 沖永良部島畑地かんがい営農推進協議会の会計監査
	以上です。
議長	これより議題事項に入らせて頂きます。日程第1の、議事録署
	名委員および会議書記の指名を行います。
	知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名
	委員ですが、9番市來委員、10番榮委員を指名いたします。なお、
	本日の会議書記には、事務局職員の福留氏と南郷氏を指名いたし
	ます。 以上で日程第1を終わります。
 議長	それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。
成以	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出につい
	て、事務局から説明をお願いします。
	1番 赤嶺字屋地原○○1,933㎡、○○さんから相続により大阪市
3 357.3	○○さん、平成22年11月2日相続、あっせん希望なし。
	2番 屋者字名畠○○294㎡、○○さんから相続により兵庫県神戸
	市○○さん、平成28年8月30日相続、あっせん希望有りです。
	以上です。
議長	ただ今の報告第1号について、何かご意見、ご質問ありますか。
	(質問、意見なし)
議長	それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につ
	いて事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それでは、農地法第3条の規定による許可申請について説明さ
	せて頂きます。
	【議案第1号について朗読】
	議案第1号は、贈与1件、売買6件となっています。
	1番 赤嶺字赤嶺原○○ 1,249㎡、売買。譲渡人 大阪府八尾市
	〇〇さん、譲受人 上平川〇〇さん、対価〇〇円です。
	2番 赤嶺字屋地原○○ 1,933㎡、贈与。譲渡人 大阪府大阪市
	○○さん、譲受人 和泊町後蘭○○さんです。
	3番 芦清良字前兼久○○ 3,214㎡ 売買。譲渡人 兵庫県神戸
	市○○さん、譲受人 芦清良○○さん、対価○○円です。
	4番 正名字深迫○○ 2,290㎡ 売買。譲渡人 正名○○さん、
	譲受人 正名○○さん、対価○○円です。

	「采 法吐之□→√○○○ 707² 吉豐 蒸液↓ 整岡県陸港士○
	5番 徳時字田水○○ 3,797㎡ 売買。譲渡人 静岡県焼津市○ ○さん、譲受人 知名○○さん、対価○○円です。
	6番 上平川字竹俣○○ 457㎡ 売買。譲渡人 上平川○○さん、
	譲受人 上平川〇〇さん、対価〇〇円です。
	7番 正名字小田畑○○ 2,117㎡ 売買。譲渡人 正名○○さん、
	譲受人 正名○○さん、対価○○円です。
	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要
	件を満たすと考えます。
議長	それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補
HJQ JC	足説明をお願いいたします。
1 0 釆禾昌	1 平当田1 十十
1 2 番委員	1番説明します。 ※※1ト ※※1ト ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は、サトウキビとジャガイー モを作っていて、機械も全て揃っております。現地は、バレイシー
	ョの収穫後、耕耘してありました。 ご審議よろしくお願いします。
 事務局	2番は、譲受人が和泊の方なので事務局で説明します。
尹 伤问 	(こ) (は) (は) (は) (は) (は) (は) (は) (は) (は) (は
	樹を栽培しており、機械も揃っております。
	ご審議のほどよろしくお願いします。
 16番委員	3番説明します。
	譲渡人からあっせんの申し出がありましたので、譲受人が購入
	することになりました。譲受人は意欲的でサトウキビ栽培及びハ
	ーベスターの受託作業をしております。
	問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。
7番委員	4番説明します。
	譲渡人と譲受人は知人です。譲受人はサトウキビと野菜を中心
	にしております。現地は少し荒れていまして、譲受人に確認した
	ところ、これから機械を入れて整地した後に、耕作を始めるとの
	ことでした。機械類もすべて揃っております。
	ご審議よろしくお願いします。
5番委員	5番説明します。
	譲渡人と譲受人は知人です。この畑はバレイショの掘り取り後
	で、サトウキビの夏植えをするとのことです。機械類も揃ってお
	ります。ご審議のほう、よろしくお願いします。
14番委員	6番説明します。
	譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は、バレイショを作ってお
	り、息子さんが認定農業者になりました。現地を確認したところ、
	サトウキビの収穫後で、バレイショを植える予定とのことです。
	機械類もすべて揃っています。
	ご審議よろしくお願いします

7番委員	7番説明します。 譲渡人と譲受人は親戚です。譲受人は、サトウキビを作っており、現地はサトウキビの春植えがしてありました。 機械も揃っておりますので、ご審議お願いします。
議長	ただ今の事務局及び地区担当委員から説明がありましたが、何 か聞きたいことはございませんか。
議長	ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	それでは、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手でお願いいた します。
	(全員挙手)
議長	はい、有り難うございます。 全員賛成ですので、ただ今の原案は許可決定といたします。
議長	続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、説明します。 こちら、議案第3-1号と同一案件ですのでまとめて説明します。 申請人 知名町知名○○さん、土地の表示 知名字繁田原○○畑126㎡、事業計画は駐車場、所用面積126㎡、資金調達計画 造成費○○万円、自己資金○○万円、こちら先に転用されておりましたので、始末書がついております。内容は、申請人は申請地を家庭菜園として取得し利用してきましたが、体調を崩したために車両使用のための敷地を確保する必要があり、今回同時に申請手続をいたします。手続が必要であることを知らずに、転用許可申請の土地と共に、平成30年10月頃に整備し使用しています。手続が必要であることを知らずに整備に着手し誠に申し訳ございません。今後、このようなことがないようにいたしますので、この申請を許可してくださるようお願いいたします。とのことです。 議案第3-1号 譲渡人が知名町知名○○さん、土地の表示知名字繁田原○○畑75㎡です。資料写真の通り整備が済んでおります。現地は、都市計画区域内で住宅等にも隣接しております。

(なし) 議長 ないようですので、議案第2号と議案第3-1号について、成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)	議長	13 (1 めり7) とうころい 4 d
議長 ないようですので、議案第2号と議案第3-1号について、成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 議長 全員賛成ですので、ただいまの原案は許可決定とします。 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による可申請について、事務局より説明をお願いします。		ただいまの件について、ご意見ご質問ございませんでしょうか。
成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 議長 全員賛成ですので、ただいまの原案は許可決定とします。 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による 可申請について、事務局より説明をお願いします。		(なし)
議長 全員賛成ですので、ただいまの原案は許可決定とします。 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による 可申請について、事務局より説明をお願いします。	議長	ないようですので、議案第2号と議案第3-1号について、賛成の方は挙手をお願いします。
続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による 可申請について、事務局より説明をお願いします。		(全員挙手)
支 数□ * * * * * * * * * *	議長	続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許
申請人 知名町上平川〇〇さん、譲渡人 知名町上平川〇〇ん、土地の表示 上平川字小俣袋〇〇 134㎡です。事業計画は車場、施設概要 駐車場134㎡ 所用面積 134㎡です。始末書内容ですが、申請人が代表である会社がクリーニング業を申請の隣で開業するにあたり、道路交通の障害が生じないように駅場を確保する必要があり、整地するものです。農地転用の手続を知らずに整地し誠に申し訳ございません。今後は、このようなことのないようにいたしますので、この申を許可してくださるようお願いいたします。となっております。この土地は、農業振興地域の農用地区域には入っていませんしたので、農振除外の手続は不要でした。第3種農地、500m以	事務局	農地転用の手続を知らずに整地し誠に申し訳ございません。 今後は、このようなことのないようにいたしますので、この申請 を許可してくださるようお願いいたします。 となっております。 この土地は、農業振興地域の農用地区域には入っていませんで したので、農振除外の手続は不要でした。第3種農地、500m以内 に公共施設等があって幅員4m以上の道路に隣接している農地
議長 ただいまの件について、ご意見、ご質問ないでしょうか。	議長	ただいまの件について、ご意見、ご質問ないでしょうか。
2番委員 よろしいですか。 農業振興地域に入っていないということですが、仮に入って た場合はどうなるのですか。	2番委員	農業振興地域に入っていないということですが、仮に入ってい
事務局 入っていた場合は、先に農振除外の手続が必要になります。	事務局	入っていた場合は、先に農振除外の手続が必要になります。
議長 他にありませんか。	議長	
(なしの声あり)		(なしの声あり)
議長 他にないようですので、議案第3-2号について、賛成の大 挙手をお願いします。	議長	他にないようですので、議案第3-2号について、賛成の方は 挙手をお願いします。
(全員挙手)		(全員举手)

₩ E	
議長	全員賛成ですので、議案第3-2号は許可決定とします。
	次に、議案第4号知名町地区農用地利用集積計画(案)につい
	て、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	議案第2号知名町地区農用地利用集積計画(案)について、
	説明します。
	今月は利用権設定が11件、所有権移転が1件です。
	【議案第4号について朗読】
	利用権の設定
	1番1~5 屋子母字泊り原○○1,878㎡を含む計5筆 6,534㎡
	賃貸借 10年間の新規設定となっています。
	2番1 正名字伊舎良○○6,613 m²
	賃貸借 10年間の新規設定となっています。
	3番1~2 正名字西下田○○3,519㎡を含む計2筆 4,489㎡
	賃貸借 10年間の新規設定となっています。
	4番1~3 正名字大平○○5,303㎡を含む計3筆 15,255㎡
	賃貸借 5年間の新規設定となっています。
	5番1~3 田皆字波正名○○1,433㎡を含む計3筆 4,710㎡
	賃貸借 3年間の再設定となっています。
	6番1~5 田皆字下座○○1,449㎡を含む計5筆 7,400㎡
	賃貸借 10年間の再設定となっています。
	7番1 下城字塩道○○4,481㎡
	使用貸借 10年間の新規設定となっています。
	8番1
	使用貸借 10年間の新規設定となっています。
	9番1 赤嶺字東風○○4,699㎡
	賃貸借 2年間の新規設定となっています。
	1 0 番 1 黒貫字長蘇○○863 m²
	賃貸借 5年間の再設定となっています。
	1 1 番 1 瀬利覚字泊原○○1,744 m²
	賃貸借 5年間の新規設定となっています。
	以上、農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たし
	ていると考えます。
	続きまして、所有権の移転について説明します。
	1番 芦清良字ヨテヤ○○5,004㎡を含む計3筆 8,306㎡
	農地売買等事業により兵庫県神戸市○○さんから鹿児島市○○
	へ対価○○円で移転予定となっています。
議長	はい、それでは事務局の説明に対して、補足説明を地区担当委
	員にお願いいたします。

3番委員	1番 貸人と借人は叔父と甥の関係です。貸人が体調不良により、借 人が帰島し新規就農しております。機械類は、当面は貸人から借 りてすることとなっています。
7番委員	2番、3番説明します。 2番 貸人と借人は知人であります。借人は、切り花、さとうきび、バレイショを栽培しています。現地は、サトウキビの株出しで管理作業も終わっております。 3番 貸人と借人は知人であります。借人は、さとうきびを中心に栽培しています。現地は2筆共にサトウキビの春植えがされていました。 それぞれ農機具も全部揃っています。
8番委員	4番、5番、6番説明します。 4番 貸人と借人は親戚になります。借人は、さとうきび、バレイショ、サトイモ等を作っています。現地は、2筆がサトウキビ、 1筆はサトイモが植えてありました。借人は認定農業者で機械等も全て揃っています。 5番 貸人と借人は知人です。2筆については4年後に基盤整備が計画されており、3年間の賃貸借となっております。借人はサトウキビとキクを栽培しており、機械類も揃っております。 6番 貸人と借人は兄弟です。借人は、サトウキビと切り花栽培をしており、機械類も揃っております。
10番委員	7番 貸人と借人は親子です。借人は昨年Uターンし跡継ぎとして新 規就農しております。現地は、半分がサトウキビの夏植え、半分 が収穫後の株出しです。機械は、親のものを一緒に使っていく予 定です。
12番委員	8番、9番説明します。 8番 貸人と借人は親子です。借人は、認定農業者でサトウキビ、バレイショ、ユリの球根を栽培しており、機械類も全て揃っております。 9番 貸人と借人は親戚関係です。借人は、認定農業者でサトウキビ、バレイショを作っております。機械類も全て揃っておりますので、よろしくお願いします。
17番委員	10番、11番説明します。 10番 貸人と借人は知人です。借人はサトウキビと畜産をしており、機械類も揃っております。 11番 貸人と借人は知人です。借人は、新規就農2年目でバレイショ、畜産、サトイモ栽培で頑張っています。畑は、借人の親

	が借りていたのですが、今後は借人がするということで、サトイ
	モを植えております。機械類も揃っております。
議長	はい、それでは、ただ今の事務局の説明及び地区担当委員から
	の補足説明に対して、皆さんの方から何か聞きたいことはござい
	ませんか。
	何かございませんか。
8番委員	7番は、新規就農で下限面積に達しておりませんが、これから
	規模拡大する予定ですか。
10番委員	今、進めております。
事務局	下限面積は、農地法3条の要件になります。
議長	よろしいですか。
	(はいの声あり)
議長	それでは、賛成の方は挙手でお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	はい、有難うございます。全員賛成ですので、議案第2号知名
	町地区農用地利用集積計画(案)は、決定といたします。
議長	それでは、議案第5号下限面積の設定について 事務局説明を
	お願いします。
事務局	議案第5号 下限面積の設定について説明。
議長	毎年、下限面積の設定について審議しております。
	事務局の説明に関して、何か質問はございませんか。
16番委員	新規就農者は、最初から50aを所有しておりませんし、借りて
	いません。そういう人たちが円滑に就農できる体制を取ってもら
	いたいと思います。
議長	下限面積は、世帯員で条件を満たせばいいですよね。
事務局	そうです。
16番委員	50~無いために不利益を生じた農家は無いのか。
事務局	そのような事例は、今までありません。
議長	それでは、他に質問はありませんか。
	(なし声あり)
議長	はい、有難うございます。知名町としての下限面積については、
	現状どおり50~とします。

議長	以上を持ちまして、議題事項は終了いたします。 それでは、その他について事務局からお願いします。
事務局	次回総会 5月25日午後1時30分から予定しています。 アンケート調査については、5月中はコロナ感染防止対策として訪問は自粛してください。
議長	以上で、第1回知名町農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。 ご苦労さまでした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和 2年4月24日

議 長 先 間 秀 明

署名委員 市來真吾

署名委員 柴 米 子